

迷惑電話防止機能付電話機の購入費用を一部補助します。

広島県の特殊詐欺の被害は、近年、増加傾向にあり、今後も被害の拡大が懸念されます。

廿日市市では、「高齢者の特殊詐欺被害」や「悪質な電話勧誘等による消費者被害」を防止するため、次の事業を実施します。



迷惑電話防止機能付電話機等購入補助事業について

「迷惑電話を防止する機能」がある電話機等の購入費用の一部を補助する制度です。

対象者

(右記のすべてに該当する人)

- ①本市に住所を有し、かつ、居住していること
- ②満65歳以上の方のみで構成される世帯に属すること
- ③市税（延滞金を含む）の滞納をしていないこと
- ④廿日市市内の店舗事業者から機器を購入すること
- ⑤電話機等を購入してから一年以内であること

対象機器

次のいずれかの機能を持つ固定電話又は固定電話に接続する機器であり、申請者の居住地に設置するもの

- ①通話の内容を録音し、かつ、着信の相手に録音する旨の応答を自動的に行う機能
- ②事前に登録している電話番号以外からの着信に注意を促す機能
- ③迷惑電話の可能性のある相手からの着信を拒否する機能
※公益財団法人全国防犯協会連合会推奨の「優良防犯電話推奨品」等を参考としてください。（ウェブサイトはこちら：www.bohan.or.jp）

補助内容

機器の購入費用の1/2（上限1万円）

※100円未満切り捨て。

※クーポンまたはポイント等を使用した場合は、その金額を購入費から除く

申請期間

令和8年4月1日（水）から令和9年2月26日（金）まで

※予算に達し次第補助制度は終了します。

申請方法

- ①迷惑電話防止機能付電話機等の購入（申請者）
※事前に補助金対象機器かどうかご確認ください。
- ②交付申請書（様式第1号）の提出（申請者）
※併せて領収書、電話機等の機能が分かるカタログ、口座振替依頼書を提出してください。
- ③交付決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）の交付（市）
- ④補助金の交付（市）

